

個人情報保護委員会（第160回）議事概要

- 1 日時：令和2年12月9日（水）10：30～11：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：丹野委員長、熊澤委員、小川委員、中村委員、大島委員、
加藤委員、大滝委員、宮井委員、藤原委員
福浦事務局長、佐脇審議官、三原事務局次長、西中総務課長、
赤阪参事官、山澄参事官、片岡参事官、濱口参事官、松本参事官

4 議事の概要

（1）議題1：改正番号法に関連する規則の整備に向けた論点について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

加藤委員から「個人情報保護法の改正により、新たに個人データの漏えい等報告も義務化されることとなり、個人情報保護法と番号法両方の漏えい等報告を連携させて分析等を行うことにより、再発防止への取組に関する指導の強化など、個人データ及び特定個人情報の一体的な監督体制の充実に結び付けることが重要である」旨の発言があった。

論点の方向性で規則改正作業を進めることが承認された。

（2）議題2：特定個人情報保護評価指針の改正案に関する意見募集について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

中村委員から「今般の改正案は番号法の規定に示されている『技術の進歩及び国際的動向を踏まえ』という点に加え、これまでの特定個人情報保護評価の運用状況、評価実施機関からの問合せ、アンケート調査及びヒアリングに寄せられた意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案等を考慮したものであり、事務局において改正案を練る段階で幅広く丁寧に検討が行われたものと考えている。具体的な内容として、評価の実施体制の強化及び重要な変更の対象範囲の明確化、組織的・人的安全管理措置に関する記載の充実など、リスク及びリスク対策について評価実施機関に改めて認識を深めてもらう内容とする一方で、事務の負担軽減も図り、運用面にも配慮したバランスの取れた見直しとなっているのではないかと。特定個人情報保護評価制度は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする制度であり、評価実施者や国民などからの意見は、より効果的な保護評価制度の構築と制度に対する国民からの信頼の向上に繋がるものが多数あると思うため、パブリックコメントにおいて意見や質問等があった場合は丁寧に対応していただきたい」旨の発言があった。

原案のとおりパブリックコメントを行うことについて了承された。

- (3) 議題3：個人情報保護委員会規則の改正案の意見募集の結果について（独自利用事務の情報連携）

事務局から、資料に基づき説明を行った。

原案のとおり決定され、官報掲載等の手続を進めることとなった。

- (4) 議題4：その他

事務局から、郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（簡易生命保険契約に係る保険金等の支払に関する支払調書データ（税務署提出用）作成事務）の全項目評価書の公表について、報告があった。

以上